

埼玉県保健医療部薬務課

会計年度任用職員

募集のお知らせ

## 埼玉県保健医療部薬務課会計年度任用職員募集要項

次のとおり会計年度任用職員を募集します。

### 会計年度任用職員について

募集する会計年度任用職員は、地方公務員法第22条の2に規定されるものです。

会計年度任用職員は、一般職の地方公務員として地方公務員法が適用され、条件付採用や人事評価、懲戒処分、分限処分、その他地方公務員法に定める服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）が適用となります。

### 1 募集人員

審査・監視事務補助 1名

### 2 職務内容

医薬品等の製造販売業及び製造業に係る次の事務を行います。

- (1) 申請の受付や書類審査の補助
- (2) 関係団体への通知発出や業務集計の補助
- (3) その他担当の事務全般に関すること

※ 全ての業務で、パソコン（ワード、エクセル等）を使用します。

### 3 応募資格等

- (1) 年齢・性別・学歴は問いません。
- (2) 国籍は問いません。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

※ 地方公務員法第16条に該当する者は応募できないため、次のいずれにも該当しないこと。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ 埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

## 4 求める人材

(1) 知識の習得に意欲的であり、職務を遂行する熱意を有する方

(2) パソコンの操作ができる方

パソコンを使用して、ファイル操作、資料作成、データ確認、メール操作等を行います。使用するアプリは、ワード、エクセル等になります。これらのアプリを使用した業務経験があり、基本的な操作ができる方

(3) コミュニケーション能力に優れ、周囲に気配りができ協調性のある方

## 5 勤務条件

(1) 任期

令和7年5月26日から令和7年9月30日まで

※ ただし、令和7年5月26日から1か月間（1か月間の勤務期間が15日に達しない場合は、勤務期間が15日に達する日までの期間）は条件付採用の期間となります。

(2) 勤務日数・勤務時間

原則、週3日・週23時間15分、休憩時間（60分/日）

※ 勤務曜日及び勤務時間の例

火、水、金曜日 午前8時30分～午後5時15分

（うち休憩時間 正午から午後1時）

勤務曜日及び勤務時間については相談の上、決定します。

(3) 休日

原則、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～翌年の1月3日）

(4) 休暇

年次休暇及び特別休暇等は県の規定によります。

(5) 報酬

月額：9,840円～11,820円（時間額：1,269円～1,525円）

※ 報酬は学歴・経験を考慮の上、県の規定により決定します。

※ 報酬は令和7年4月1日時点のものです。一般職の常勤職員の給与改定等を踏まえ、報酬等が改定となることがあります。

(6) 期末手当及び勤勉手当

県の規定によります。

(7) 交通費

実費支給（県の規定によります。）

※ 通勤距離の片道が2km未満の場合等には支給されません。

※ 自家用自動車での通勤はできません。

(7) 社会保険

共済組合、厚生年金保険、雇用保険あり

※ 加入条件を満たす場合に限りです。

(8) 勤務場所

埼玉県保健医療部薬務課内

さいたま市浦和区高砂3-15-1・埼玉県庁本庁舎4階

(9) その他

地方公務員法の以下の規定について、遵守する義務が課せられます。

違反した場合は懲戒処分、分限、失職等の対象となる可能性があります。

【サービスの根本基準、サービスの宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止】

※ 採用までに関係法令、条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

※ 令和7年度予算等の状況によっては、勤務条件の変更や採用が取り消されたりする場合があります。

## 6 提出書類

(1) 履歴書（第1号様式）、身上書（第2号様式）

各様式は埼玉県保健医療部薬務課のホームページからダウンロードして御使用ください。

履歴書には写真を貼付してください。（画像データを様式の所定の場所に貼り付けて印刷したものでも構いません）

第一次審査の結果等を連絡するため、電話番号は、平日の昼間に確実に連絡がとれる番号を記入してください。

履歴書及び身上書はそれぞれA4版サイズで印刷して提出してください。

(2) 職務経歴書（様式任意、A4サイズ2枚以内、ワープロ作成のこと）

(3) ハローワーク紹介状（ハローワークから紹介を受けた人のみ）

※ 提出された書類は、返却いたしません。

## 7 申込方法等

(1) 申込方法

ア 上記6の提出書類を埼玉県保健医療部薬務課に直接持参するか、次の宛先まで郵送してください。

【宛先】 〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

埼玉県庁 保健医療部薬務課

郵送の場合は、封筒の表面に「会計年度任用職員応募」と朱書きし、裏面に御自分の住所、氏名を明記してください。

イ 電子メール及びファックスでの応募はできません。

(2) 受付期間

令和7年4月28日(月)から令和7年5月9日(金)まで。

※ 直接持参の場合 平日の午前9時から正午、午後1時から午後4時までの間に御持参ください。土曜日、日曜日及び祝日は受付をいたしません。

※ 郵送の場合 令和7年5月9日(金)必着とします。郵送による事故については、責任を負いません。簡易書留等を御利用ください。

※ 応募者多数の場合は、受付期間の途中で募集を締め切ることもあります。

## 8 選考方法等について

(1) 第一次審査

応募書類による書類審査を行います。第一次審査の結果は令和7年5月9日(金)までに応募者全員に頂いている連絡先に連絡いたします。

(2) 第二次審査

第一次審査の合格者を対象に埼玉県庁舎内において面接を行います。面接は令和7年5月12日(月)又は令和7年5月13日(火)を予定しています。詳細な時間、面接場所等は別途連絡します。

(3) 最終結果

最終結果については、原則として令和7年5月16日(金)までに、第二次審査の受験者全員に連絡します。

## 9 問い合わせ先

所在地：〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県庁本庁舎4階(東側)

担当：保健医療部 薬務課 総務・温泉・薬事相談担当

電話：048-830-3625